岩美町建設工事等の競争入札における取り抜け方式試行要領

（趣旨）

第１条　この要領は、建設工事業者の過大受注による工事等の品質の低下防止及び受注機会の均等による建設業者の育成を目的に、岩美町が発注する建設工事及び業務（以下「工事等」という。）の一般競争入札（以下「競争入札」という。）における取り抜け方式の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、取り抜け方式とは、同一日に開札する競争入札において、同一工種かつ同一格付等級の工事等が複数あるときに、落札者を決定する工事等の順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事等で落札者となった者の次案件以降の入札書を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式をいう。

（適用対象）

第３条　取り抜け方式による競争入札を行う適用対象の工事等は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

（1）同一日に入札公告を行い、かつ、同一日に開札を行う工事等

（2）工事等種別及び発注格付等級が同一である工事等

（適用の例外）

第４条　前条の規定にかかわらず、落札決定順位が下位の工事等において、当該入札方式適用工事等の数、入札参加見込業者数及び入札参加業者数等の状況から、取り抜け方式による競争入札を行うと、入札参加者が極めて少数になることが予想されるなど、競争性が確保できないおそれがあるとき、又は町長が特に必要と認める場合については、取り抜け方式を採用しないことができる。

（留意事項）

第５条　取り抜け方式の適用に当たっては、次の各号に留意するものとする。

　（１）適用対象となる工事等については、入札公告に明記し入札参加者に周知することとする。

　（２）落札決定順位は、予定価格が高いものから先に開札を行うこととする。

（３）落札者の決定は開札順に行うこととする。

（４）落札決定順位に落札者を決定した結果、有効応札者数が不在となる場合は、取り抜け方式を適用せず当該案件の全応札者から落札者を決定するものとする。

（委任）

第６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附　則

この要領は、令和４年１０月６日から施行する。